

町田市学校教材等利用申込届出書

年 月 日

(宛先)町田市長 様

私は、町田市立学校の学校教材費等徴収規則第3条の規定により裏面記載の承諾事項について承諾し、次のとおり届出します。

1. 届出内容（レ点をつけてください）

学校教材費	
☐	教材等の購入を申し込みます

2. 基本情報（届出者と児童生徒の情報を記入してください）

(保護者等) 届出者	フリガナ	氏名
	氏名	氏名
	住所	
	電話番号	携帯電話など平日、日中の連絡先 -
児童生徒等	フリガナ	氏名
	氏名	氏名
	学校名 (在籍校名)	町田市立小中学校 年

＜注意事項＞

裏面に記載している承諾事項を確認の上、児童生徒 1 人につき 1 枚記入し、学校または町田市役所教育総務課に提出してください。

《学校記入欄》

クラス・出席番号が決定していれば記入してください。

学年	クラス	出席番号
年	組	番

《受付欄》 収受日を記入(収受印も可)してください。

学校		教育総務課
教員收受日	学校事務收受日	☐ 郵送で收受 ☐ 学校で收受 ☐ 市役所窓口で收受

＜承諾事項＞

1. 学校教材費等を町田市立学校の学校教材費等徴収規則第2条第2号に基づく費用として負担すること。
2. 就学援助及び就学奨励制度の支給が決定された場合には、その一部の費用について就学援助費及び就学奨励費から、直接学校教材費等の支払がされること。
3. 本届出書の記載事項に変更が生じたときは、学校教材費等申込内容変更届出書を提出すること。
4. 本届出書が、上記児童又は生徒が町田市立学校に在籍中にわたって有効であること。また、中学校卒業までの間に、町田市立学校以外の学校に在籍することとなった際は、利用した教材費等の支払を終えた時点で効力を失うこと。
5. 町田市立学校に在籍中、諸理由により学校教材等が不要となったときは、必ずあらかじめ在籍校へ申し出ること。また、申出時点で調達等の手続が終了しているものは、調達等の費用を負担すること。
6. 教材費等の詳細について、概ね5月、9月及び1月（2学期制の学校は5月及び9月）に、調達等予定一覧の通知がなされること。
7. 教材費等の納入の通知について、9月、1月及び3月（2学期制の学校は9月及び3月）に通知がなされること。また、学校教材等の納入通知に記載された納期限までに指定の金額を納付すること。
8. 還付がある場合には、学校教材費等の引落とし又は届出者（保護者）指定の口座に振り込まれること。
9. 費用の支払は、口座からの引落とし又は納付書による現金払いを行うこと。
10. 精算が発生した場合は、最終決算額を合わせて通知がなされること。